

「130万円の壁」を越えて手取りを大きく増やすにはどうしたらいい？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

時給 962 円

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

年収 130 万円以上となった途端に、社会保険で夫の扶養扱いから外れて負担が大きく増え、手取りが減少する「130万円の壁」の問題については[前回](#)解説しました。

年収 129 万円の時より手取りが少なくなる「逆転現象」は年収 155 万円ほど稼げば解消されます。ですが、年収 155 万円稼いでも年収 129 万円の時と同じ手取りでは、「追加的に稼いだ 26 万円」に税率 100%が課されているようなもので、これではやる気も出ません。

年収 129 万円を超えた分の半分以上を手取りの増加につなげるためには、実に年収 200 万円ほどまで稼がなければなりません。つまり、年収 130 万円から 200 万円の間は、稼ぎの割に手取りが少ない「割に合わないゾーン」となっており、この存在が女性のステップアップに深刻な問題をもたらしているのです¹。

例えば、出産を機に退職していた女性が、パートで再就職する場合を考えてみます。時給 800 円で週 30 時間働けば、年収は 124.8 万円です（次のページの図表の A）。この年収には税や社会保険料はほぼかからず、ほぼ丸々手取りになる「割のいい」働き方といえます。

ところが、この女性が同じ時給で働く時間を週 40 時間まで増やすか（B）、同じ労働時間のまま時給 1,000 円の仕事に転職するか（C）のいずれかをして、社会保険料の負担のため、手取りはほとんど増えません。「割に合わないゾーン」を抜けるにはこの2つを同時達成し、時給 1,000 円の仕事で週 40 時間働かなければなりません（D）。

正確に述べると、週 40 時間以内の就業で年収 200 万円に達するには時給 962 円以上が必要です。ですが、特に地方では、一度仕事を離れてしまった女性がこれを満たすのは容易ではありません。もう少し長く、もう少し高い時給で働こうとする女性の出ばなをくじく制度は早急に

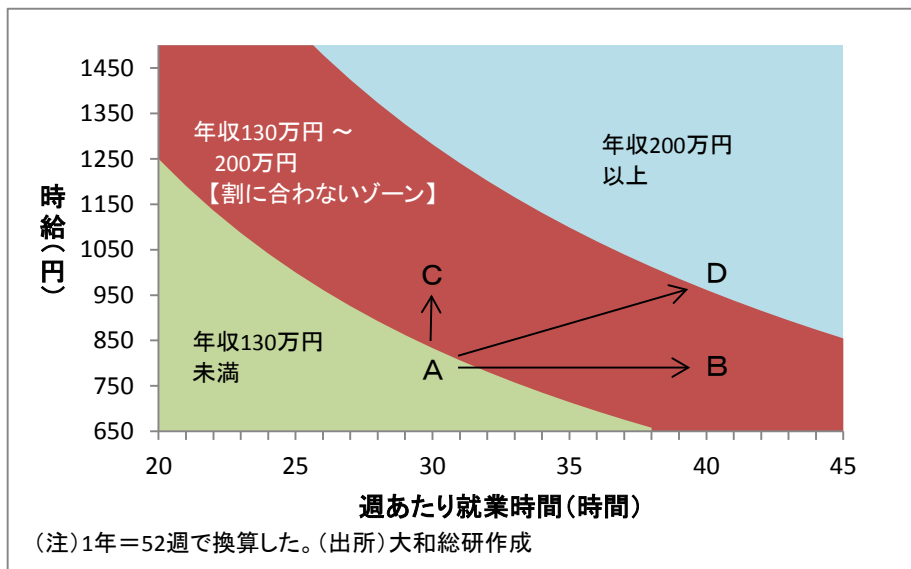
¹ [前回](#)からの繰り返しになりますが、税や社会保障制度には原則として男女の区別はありません。妻が厚生年金の加入者である夫が年収 100 万円～200 万円程度を稼ぐ場合にも、「130万円の壁」や「割に合わないゾーン」の問題は生じます。今回も、説明の便宜上、妻が年収 100 万円～200 万円程度を稼ぐ場合の問題について解説します。

改め、収入の増加に応じてなだらかに負担が増加する制度設計が求められます。

また、そもそも、大学や短大を卒業し正社員として働いている女性の多くは、この「割に合わないゾーン」のはるか先、年収 300 万円や 400 万円、もしくはそれ以上の稼ぎを得ているはずですが。そのような女性であっても、結婚や出産を経て仕事を辞めてもう一度働こうと思うと時給 800 円や 900 円の働き方になることが多いのは、ある意味でおかしな話でもありますが、現実として起きていることでもあります。

結婚・出産を経ても、育児休業を取得するなどして、会社を辞めずに「割に合わないゾーン」の先に留まることがいかに重要であるか、わかるものと思います。

割に合わないゾーンを抜けるには時給いくらで何時間働けばいい？



今回の数字—時給 962 円

1 年を 52 週として、週 40 時間労働で、年収 200 万円を得るために必要な時給

(計算式) 200 万円 / 2,080 時間 = 時給 962 円

もう少し学びたい人へ

◆ 「130 万円の壁」をなくすにはどのような改革を行えばいい？

→ 是枝俊悟・鈴木準「女性をとりまく社会保障制度と税制」(2013 年 3 月 1 日)

http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mothers/20130301_006843.html

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2014 年 9 月 20 日号、26 ページへの寄稿を再構成したものです。

(次回は 9 月 30 日に掲載します。10 月 9 日まで、毎営業日連載します)

以上